

## 浜岡原子力発電所5号機 非常用ディーゼル発電機(B)の故障による 運転上の制限逸脱からの復帰について

2018年6月12日

2018年6月5日に発生した浜岡原子力発電所5号機非常用ディーゼル発電機(以下、「D/G」という。)(注1)(B)の故障による運転上の制限(注2)からの逸脱(注3)について(2018年6月5日お知らせ済み)、これまでに、破損した排気管の伸縮継手の取替えをおこなうとともに、その他の伸縮継手等の点検をおこないました。本日、D/G(B)の試運転をおこない、正常に運転できることを確認したため、運転上の制限逸脱からの復帰を判断しました。

また、3～5号機の非常用電源の更なる確保を目的に、緊急時ガスタービン発電機(以下、「GTG」という。)(注4)からも一部電力供給ができるよう手順書の整備等、必要な準備をおこないました。なお、原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)では、D/Gの他に非常用発電機も電源の対象に含まれており、GTGからの電源供給の準備が整ったことから、今後はGTGも非常用発電機とみなすことができます。

本事象について、今後も原因調査を継続しておこなってまいります

- 注1 非常用ディーゼル発電機は、外部からの電源供給が停止した場合等に自動的に起動し、主要な機器(非常用炉心冷却系ポンプ等)に電力を供給する非常用の発電機です。
- 注2 運転上の制限とは、安全機能を確保するための、予備も含めた動作可能な機器(ポンプ等)の必要台数や、原子炉の状態ごとに遵守すべき温度や圧力の制限のことで、一時的にこれを満足しない状態が発生すると、保安規定に従い、事業者は運転上の制限からの逸脱を判断し、状態の復旧等の措置を実施する必要があります。
- 注3 原子炉停止中の5号機では、3台のD/Gのうち2台の待機要求があります。5号機のD/G(A)は待機中ですが、D/G(C)が点検中であり、D/G(B)を機能除外扱いとしたことから、3台のD/Gのうち1台のみが待機している状態となり、5号機について運転上の制限からの逸脱を判断しました。
- 注4 緊急時ガスタービン発電機は、外部電源やD/Gが使用できない場合に、電力を供給する非常用発電機です。

以上